

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第130号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「管理課」
第1条中 「管 理 課」 を 業 務 課 に改める。
「業務課」
「市場整備推進課」

第2条第1項中「2人」を「3人」に改め、同条第2項中「，整備推進係長」を削り、「水産品係長」の右に「，市場整備推進課に計画推進係長，仲卸経営指導係長及び技術係長」を加え、同条第4項「課に」の右に「担当課長」を加え、同条に次の1項を加える。

5 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第5項中「担当課長補佐」を「担当課長，担当課長補佐」に改める。

第4条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条管理課の項中「管 理 課」を「管理課」に改め、同条業務課の項中「業 務 課」を「業務課」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号に次のただし書きを加える。

ただし、市場整備推進課の所管に属するものを除く。

第5条業務課の項中第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

市場整備推進課

- (1) 市場施設の整備に関すること。
- (2) 仲卸業者の指導（経営に関するものに限る。）に関すること。

第6条中「産業観光局長は」の右に「，担当課長」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（行財政局人事部人事課）